

## 令和3年7月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54	64									223
問い合わせ	3	7	4	3									17
要望	0	0	0	0									0
計	59	56	58	67	0	0	0	0	0	0	0	0	240
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4	5									17
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1	1									3
20歳代	6	2	9	7									24
30歳代	9	8	9	10									36
40歳代	15	7	9	6									37
50歳代	9	7	10	6									32
60歳代	7	6	5	13									31
70歳以上	12	19	13	20									64
その他・不明	1	6	2	4									13
計	59	56	58	67	0	0	0	0	0	0	0	0	240

## 今月の相談事例

海外から荷物が届き開封してみると、中にサングラスが1個入っていた。納品書や請求書などは入っていなかった。自分も家族もインターネットで何かを注文した覚えはなく、海外に知り合いもない。サングラスはどうしたら良いか。後から高額な請求をされないか不安だ。

## センターからのアドバイス

「どこにも注文した覚えがなく、料金は支払っていないし、請求もされてはいない」となると、事前に何らかの契約もない状態で勝手に商品を送り付けられたと想定できます。特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分が可能になりました。仮に消費者が商品を開封や処分しても金銭の支払いは不要です。しかし、業者が間違っただけで送ってしまった場合も考えられるので、しばらくは商品を保管しておくのが良いでしょう。今後クレジットカードに請求があがってくるのではないかと注意し、万が一業者から請求等を受けた場合は、消費生活センターにご相談ください。